

経営あんしん資金

【経済変動特例】

この資金の特徴

- ☒ 国際情勢や経済情勢の急激な変動等として知事が定める事由^(※1)の影響により利益率が減少している方向けの資金です。

次のような方が対象です

- 国際情勢や経済情勢の急激な変動等として知事が定める事由^(※1)の影響を受けており、利益率が5%以上減少している方。

※1 国際情勢や経済情勢の急激な変動等として知事が定める事由は、(1)物価高騰、(2)人件費の上昇、(3)イラン情勢に伴う影響(サプライチェーンの分断、経済の冷え込み、輸送手段の確保困難など)とする。

融資条件

		運転資金
限度額		8,000万円 ※ 令和8年3月31日以前実行分の要件緩和型経営安定資金<経営あんしん資金>【物価高騰特例】の残高がある場合、本資金の残高に含める。
利率 (年以内)	5年超10年以内	年2.1%
	3年超 5年以内	年1.9%
	1年超 3年以内	年1.7%
		令和8年10月1日現在の利率です。(固定金利)
期間・償還方法		1年超10年以内 据置1年以内 元金均等月賦償還
担保		取扱金融機関及び信用保証協会との協議により定める
保証人		個人:原則として不要 法人:原則として代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度の要件を満たし、経営者による保証の提供を希望しない場合は不要
信用保証		付する(保証料 年0.45%~1.64%以内) 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乘せとなる

資金使途

運転資金のみ

国際情勢や経済情勢の急激な変動等の影響による利益率の減少により必要となった資金

ただし、次の資金使途は融資対象になりません。

× 借入金の返済、納税に充てる資金、転貸資金 等



融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合があります。

融 資 対 象 者

経営あんしん資金【経済変動特例】は次の全てに該当する中小企業者（個人、会社、NPO法人等）及び中小企業組合を対象としています。

- 1 国際情勢や経済情勢の急激な変動等として知事が定める事由^(*)の影響を受けており、次の区分のうちいずれかに該当する者。

区分	融資対象者の条件	備考
①一般保証	最近1か月 ^(*) の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少している方。	*1 認定書の申込月から遡ること3か月間のうちいずれかの月を「最近1か月」とします。
	最近1か月 ^(*) の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少している方。	
	直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少している方。	
	最近1か月 ^(*) の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している方。	
	最近1か月 ^(*) の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している方。	
	直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している方。	

- 2 信用保証対象業種^(*)を営んでいる。

*2 一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。

ただし、原則として農林漁業、金融業（一部例外あり）、学校法人、宗教法人等は対象となりません。

- 3 事業税等を滞納していない。

- 4 事業に必要な許認可等を取得している。 等

申込みにあたっての必要書類

申込みに必要な書類	備考
埼玉県中小企業制度融資申込書（県所定様式1）	・受付機関にて配布、もしくは県HPからもダウンロードできます。
事業税の納税証明書等 （納期限が到来している場合）	・事業税の税額等の証明又は滞納がないことの証明 ・個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、県民税及び市町村民税の納税証明書等
最新2期分の確定申告書（決算書）の写し	・2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は不要
許可書・登録書等の写し	・必要な業種の場合
特約書（ひな形：県所定様式28）	・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出
本資金の利用に係る必要書類	・経営あんしん資金【経済変動特例】に係る認定書（受付機関が認定） （県所定様式22-8）
【信用保証協会必要書類】	・印鑑証明書、登記事項証明書等 ・事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき保証人による保証の提供を希望しない場合は保証協会所定の「『事業者選択型経営者保証非提供制度』要件確認書兼誓約書」、提供する場合は保証協会所定の「『経営者保証に関するガイドライン』」等に係るご説明

※ 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

受 付 場 所

事業所が所在する地区の商工会議所・商工会
（中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会）

お問い合わせはこちらまで

- 埼玉県産業労働部経営・金融支援課 企画・制度融資担当
電 話：048-830-3801・3803
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁本庁舎5階
- 取扱金融機関

取 扱 金 融 機 関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫
の、原則県内に所在する本支店
（日本政策金融公庫、ゆうちょ銀行、農業協同組合、労働金庫では取り扱いができません。）



詳細につきましては、県経営・金融支援課ホームページ
をご覧ください。 [埼玉県制度融資で検索](#)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/>